(趣旨)

第1条 この審査基準は、建設工事に係る令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件(令和6年高松市告示第799号。以下「入札参加資格告示」という。)に定める資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

(資格審查)

- 第2条 入札参加資格告示第3項第1号に掲げる項目に係る資格審査については、入札参加資格告示第1項各号(第11号を除く。)のいずれにも該当しないことについて行うほか、次項及び第3項に定めるところによる。
- 2 資格審査を申請する者(以下「申請者」という。)が次のいずれかに該当するときは、 不適格とする。
 - (1) 民事再生手続又は会社更生手続の申立てがなされたとき。
 - (2) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されているとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - (4) 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたと認められるとき。
 - (5) 前号に掲げるもののほか、契約履行に関して不正又は不誠実な行為をするおそれ が明らかであるとき。
- 3 申請者について次のいずれかに該当する事実があったと認められるときは、不適格と することができる。
 - (1) 資格者名簿への登載日前3年以内に地方自治法施行令(昭和22年政令第16 号)第167条の4第2項に該当する行為があったこと。
 - (2) 経営状況が著しく不健全であること。

(格付基準)

第3条 入札参加資格告示第4項の格付基準は、別表のとおりとする。

附則

この審査基準は、令和6年11月18日から施行する。

附則

この審査基準は、令和7年4月1日から施行する。

解説:この別表は、令和7年4月1日~令和8年3月31日を 有効期間とする格付けについてのものです。

別表 (第3条関係)

建設工事入札参加資格者の格付

1 土木一式工事

等級項目	A	В	С	D
決定数値	1,020点以上	1,020点未満 780点以上	780点未満 630点以上	630点未満
指名基準額	2,000万円以上	5,000万円未満 500万以上	1,500万円未満	500万円未満

2 建築一式工事

等級項目	A	В	С	D
決定数値	895点以上	895点未満 750点以上	750点未満 645点以上	645点未満
指名基準額	1,500万円以上	5,000万円未満 500万円以上	1,000万円未満	500万円未満

3 電気工事

等級項目	A	В	С
決定数値	915点以上	915点未満 650点以上	650点未満
指名基準額	1,000万円以上	3,000万円未満	500万円未満

4 管工事

等級			
項目	A	В	С
決定数値	865点以上	865点未満 650点以上	650点未満
指名基準額	1,000万円以上	3,000万円未満	500万円未満